

主 文

被告人を懲役 21 年に処する。

未決勾留日数中 210 日をその刑に算入する。

理 由

5 【罪となるべき事実】

第 1 被告人は、キックボクサーとして活動しながら、令和 6 年 10 月頃、マッチング
アプリで知り合った A（以下「被害者」という。）と交際を始めた。被告人は、間も
なく被害者から多額の借財をするようになり、その負い目もあって、好意がなくな
ってからも、被害者の求めに応じて性的関係を続けるなどしていた。令和 7 年 3 月
10 頃、被害者の妊娠が判明すると、被告人は堕胎してもらうしかないと考えたが、被
害者は出産して子供と一緒に育てることを強く希望したため、話し合いは平行線を
たどった。この頃から、被告人は、被害者の存在をそれまで以上に疎ましく思うよ
うになり、被害者の殺害を考えるようになった。

被告人は、令和 7 年 4 月 12 日、被害者を海岸に誘い出し、ペティナイフを背後
15 に忍ばせながら、被害者と話し合いをしていたが、被害者が翻意することはなく、
キックボクサーを続けられないようにするなど被害者から言われて、やはり被害
者を殺害するしかないと決意し、同日午後 7 時 45 分頃から同日午後 8 時 11 分頃
までの間に、宮城県岩沼市（住所省略）の防波堤上において、被害者（当時 35 歳）
に対し、その右前胸部等を上記ペティナイフ（刃体の長さ約 12.49 センチメー
20 トル）で数回突き刺し、よって、その頃、同所において、被害者を右前胸部刺突に基
づく心臓・大動脈損傷による失血により死亡させて殺害した。

第 2 被告人は、業務その他正当な理由による場合でないのに、上記第 1 記載の日時場
所において、刃体の長さ約 12.49 センチメートルの上記ペティナイフ 1 本を携
帯した。

25 第 3 被告人は、上記第 1 記載の日時頃、被害者の死体を、上記防波堤上から同市（住所
省略）の砂浜に設置された各消波ブロックの隙間まで引きずって移動させた上、同

所に被害者の死体を放置し、もって死体を遺棄した。

第4 被告人は、同日午後8時11分頃、同市（住所省略）において、直前に殺害した被害者所有又は管理の現金約1144円、キャッシュカード4枚、図書カード1枚（利用可能額3152円）及び財布1個（時価約1万2333円相当）在中のショルダーバッグ（時価約1700円相当）を窃取した。

【証拠の標目】（省略）

【事実認定の補足説明】

1 本件の事実認定上の争点は、窃盗（主位的訴因）又は占有離脱物横領（予備的訴因）の公訴事実について、被告人が被害品を自分のものとしようとしたのは、どの時点かである。

2 関係各証拠によれば、被告人は、①犯行前に「どうしてもお金借りたい」「今すぐお金が必要」等と携帯電話機で検索するなどしており、また犯行後にも友人らから借金をするなど、本件当時、金銭的に相当困窮していたこと、②犯行直前に被害者がコンビニエンスストアで買い物をしたことなどを見ており、被害者のショルダーバッグ（以下「バッグ」という。）に財布が入っている可能性が高いことを認識していたこと、③犯行前に「A 自宅周辺カメラ確認 スマホとお金 テトラポット」という犯行計画メモを作成していたこと、④被害者を殺害した直後に財布の入ったバッグを持ち去り、その後遅くともコンビニエンスストアの洗面所で手を洗うまでの約80分の間に、小銭入れの中など財布の中身を確認していること、⑤証拠隠滅のためにバッグ等を投棄した際にも、財布だけは投棄せず、財布在中の現金もその後に取り出したことなどの事実を認めることができる。

このように、①金銭的に相当困窮していた被告人が、②バッグに財布が入っている可能性が高いことを認識した上で、③事前の犯行計画メモである程度まで計画していたとおりに（「お金」の記載は「財布」を意味するものと被告人は述べている。）、④財布等の入ったバッグを持ち去り、しかも、その後短時間のうちに財布の中身を確認し、⑤財布だけは投棄せずに自分のものになっていることなどからすれば、バッグを持ち去

った時点で、被告人は財布を含む被害品を自分のものとしようとしていたと推認することができる。

- 3 これに対して、弁護人は、現場海岸においては、被告人に時間的・心理的余裕はなく、早く証拠隠滅をして現場を立ち去りたい一心であり、この時点では被害品を自分のものにするつもりはなかった旨主張する。

たしかに、上記犯行計画メモは証拠隠滅を念頭に書かれたものと読めるし、殺害直後の被告人がまずは証拠隠滅を第一に考えていたことは否定できない。

しかしながら、本件犯行は被告人が計画をした上で実行したものであり、実際に、被告人は殺害後もすぐにその場を立ち去ったわけではなく、少なくともある程度は事前に計画していたとおりに、遺体をテトラポットまで運び、財布が在中する被害者のバッグを持ち去るなどしている。そうすると、殺害直後で時間的・心理的な余裕がそれほどなかったとしても、そのために被告人が証拠隠滅のことだけしか考えられなくなっていたなどとはいえず、バッグを持ち去った時点で、証拠隠滅の目的と併存する形で、金目のものがあれば自分のものにしようという意思も被告人にはあったと認めることができる。

- 4 したがって、第4のとおり窃盗の事実を認定した。

(なお、財布の時価について、公訴事実、財布に傷がないことを前提に約2万5000円としている。しかしながら、上記窃盗の時点においては既に傷があったのであるから、傷があることを前提とする約1万2333円と認定した。)

【法令の適用】(省略)

【量刑の理由】

量刑判断の中心となる殺人(第1)について見ると、被告人は、襲われることなど想像だにしていなかった被害者に対し、その胸部を刃先が心臓に達するほどの強さで突き刺して致命傷を与えた上、その一撃で抵抗することもできなくなった被害者を更に何度も突き刺している。強固な殺意に基づいて被害者の生命を確実に奪おうとするものであり、その犯行態様は殺人の中でも生命侵害の危険性が高いものといえる。

被害者の尊い生命が奪われた結果は取り返しのつかない重大なものというほかない。

被害者は、被告人から懇願されると、つましい生活の中から金を工面し、妊娠した後は被告人と結婚することを強く望んでいた。被告人の煮え切らない態度に時にいら立ちをぶつけることはあっても、すぐに謝罪して被告人との関係を何とか繋ぎ止めようとし、
5 犯行当日も、一縷の望みを抱いて、被告人からの誘いに応じ、海岸に同行したことがうかがわれる。そして、その場で、被害者は、その望みを打ち砕かれたばかりか、他ならぬ被告人の手によって、無残にもその命まで奪われたのであり、被告人に裏切られた被害者の悲哀に満ちた想いや、35歳の若さでまだ幼い我が子を残して逝く無念は察するに
10 余りある。被害者の帰りを待ち続けていた息子の悲痛な叫びは、最愛の母を失う恐怖や絶望等を表しており、残された遺族らは悲嘆に暮れ、母子の穏やかな日常を一変させた被告人に対し、一様に苛烈な処罰感情等を述べている。

犯行に至る経緯や動機、計画性等について、弁護人は、一定の計画性があったことは否定できないとしつつ、強固で一貫した殺意・計画とはいいい難く、直前まで葛藤や迷いがあったのであり、冷酷・非情な計画殺人とは性質を異にするなどと主張する。たしか
15 に、被告人は、被害者の妊娠を契機に殺害を考えるようになった後も、被害者が家族に相談するなどして出産を止められることを期待していたことがうかがえる。また、犯行計画自体もずさんなもので、犯行後の行動にも場当たりのところが散見される。殺害を考えるに至った経緯等を見ても、人生経験の乏しさなどから、望まぬ妊娠という事態に直面し、その責任を被害者から迫られても、ただ動揺するばかりで、適切な解決方法
20 等を見出すことができないまま、心理的に追い込まれていった側面も見受けられる。

もっとも、被告人がそのような状況に至ったのは、被告人が被害者の好意に付け込んで被害者を経済的に利用し、関係を継続していたことなどによるものである。計画の実行に葛藤があったなどという点も、被害者が家族に相談しなかったことを知った後は、被害者の翻意はほぼ期待できない状況にあったのであるから、それ以降は殺害計画の実
25 行に向けた行動をしていたといえる。

このように、被告人は、被害者に思わせぶりの態度を取ることで被害者を経済的に利

用し、被害者の妊娠後には煮え切らない態度で結論を先延ばしにしたあげく、追い込まれるや、被害者の切実な想い、残される息子・遺族らの悲しみなどを一顧だにせず、自らの利害のみを考え、殺人という最悪の手段を選択・計画して、実行したのであり、その身勝手極まる意思決定には強い非難を向けなければならない。

5 その他にも、被告人は、殺人を隠蔽するため遺体を海岸に打ち捨てるなどして、死後も被害者の尊厳を傷つけ(第3)、高額とはいえないまでも遺品を盗み取っている(第4)のであり、これらの点も被告人の刑責を更に一定程度重くする事情といえる。

 こうした本件の犯情を併せ考えると、本件は同種事案(【処断罪】殺人、【共犯関係等】単独犯、【動機】男女関係〔DVを除く〕、【凶器等】あり・刃物類、【処断罪と同一又は同
10 種の罪の件数】1件、【累犯前科、同種前科、執行猶予中の前科、仮釈放中の前科又はその他の量刑上考慮した前科の有無】すべてなし)の中でも、犯行態様の危険性や身勝手な意思決定に対する非難の程度がいずれも高いものであって、相当に重い部類に属するというべきである。

 犯情に関するこれらの判断により定められた刑責の枠内において、一般情状も検討すると、語彙力や理解力の乏しさなどもあり、被告人の言動には遺族らの感情を逆撫でするところがあることは否めない。もともと、当公判廷において、遺族らの苛烈な処罰感情に直面するなどして、被告人が改めて自らの犯した罪の重さなどに真摯に向き合い、反省を深めていくことが望まれる。その他、被告人の帰りを待つ母親がいることなども考慮して、主文の刑を量定した。

20 令和8年3月17日

 仙台地方裁判所第1刑事部

 裁判長裁判官 榊 原 敬

裁判官 米 満 祥 人

5

裁判官 浅 野 雄 一 朗